

事業者の責務

事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理すること**及び**廃棄物の減量に努めること**が義務付けられています。また、廃棄物の減量推進及び適正処理などに関して、**国及び市町村の施策に協力すること**も定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）抜粋

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



事業所も地域の一員です。市・町で開催される一斉清掃や海岸清掃（クリーンキャンペーン）などの参加について、ご協力ください。

ごみの収集運搬と処分は許可業者へ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、最終的に処分されるまで排出事業者に責任があります。自ら運ぶ事や処分する事が出来ない場合は、市町村から収集運搬業や処分業の許可を受けた処理業者に委託しなければなりません。（法律第6条の2第6項）

また、委託契約を交わす際には、排出事業者としての責任を果たすため、委託契約の根幹的内容（廃棄物の種類、量、委託金額など）については、排出事業者と処理業者との間で直接決定すべきとされています。

ごみの減量とリサイクル（3Rの推進）

事業所から排出されるごみの中には減量・リサイクルできるものが多くあります。ごみを減らし、3Rを推進することにより、ごみ処理経費を減らすだけでなく、事業所のイメージアップや、循環型社会の構築にも繋がります。事業所で発生する古紙の回収や再生紙の利用、包装や梱包資材の減量など、それぞれの事業所の特性に応じたごみ減量・リサイクルへのご協力をお願いします。



とは？

リデュース (発生抑制)

物を大切に使い、ごみを減らしましょう。

- 両面コピーやペーパーレス化などで、紙ごみを減らしましょう。
- 使い捨て用品（割りばし、紙コップなど）の使用を減らしましょう。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進しましょう。

リユース (再使用)

使えるものは繰り返し使しましょう。

- ミスコピーなどの裏面が使える紙は、メモ用紙などに使しましょう。
- 流通梱包資材などは、繰り返し使用できるものを使いましょう。
- 不要な事務用品などは、他の部署などで再使用しましょう。

リサイクル (再生利用)

ごみを分別して資源化できるものは、再生利用にまわしましょう。

- コピー用紙、新聞、段ボールなど再生できる紙類はリサイクルしましょう。
- 資源になるものは、再生業者に引き渡し、リサイクルしましょう。
- 事務用品やコピー用紙などは、再生品などの環境に配慮した商品を購入しましょう。
- シュレッダーごみもリサイクルできる場合があるので、リサイクルしましょう。

3Rを推進することはこのようなメリットがあります

ごみ処理経費の削減

ごみ処理費用も事業の経費です。ごみを減らすことにより、経費の削減に繋がります。

事業所のイメージアップ

3Rの推進を積極的に取り組むことにより、環境活動に貢献する事業所として、イメージアップに繋がります。

地球環境の保全

ごみ減量化・リサイクルの取り組みをすることにより、環境負荷の低減や、地球資源の節約にも繋がります。